

## 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会（以下、「本協会」とする）の理事及び監事（以下、「役員」とする）の報酬等について定める。

(役員に対する報酬等)

第2条 本協会の役員は非常勤を原則とし、無報酬とする。

2 本協会の会議への出席および事業実施に関して、役員が費用負担を行った場合には、理事会において出席理事の過半数による議決により、実費を支給することができるものとする。

3 第1項の規程にかかわらず、本協会の事業状況の変化に伴い、職員を兼ねない常勤の役員を置く場合には、この規程を変更し、職員を兼ねない常勤役員に対する報酬の支給を定めることとする。

(規程の改正)

第3条 この規程の改正は、理事会において、理事総数の過半数による議決を経たうえで、定期総会において、出席会員の過半数による議決を必要とする。

付則

1 この規程は本協会の公益法人設立登記完了の日より効力を発する。